

奈良地方裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成18年11月13日(月) 10:00~12:10

2 場所

奈良地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 奥田哲也, 国枝よしみ, 相良博美, 高橋裕子, 前田順司, 安田昭子, 横山房子, 吉岡利泰,

(説明者) 吉井主任書記官, 高橋奈良簡易裁判所庶務課長

(事務局) 庄司民事首席書記官, 仙波民事訟廷管理官, 木崎事務局長, 澤事務局次長, 角間総務課長

4 議事 (□: 委員長(選出までは委員長代理), ○: 委員, ●: 事務局等)

(1) 委員長代理あいさつ

(2) 新委員の紹介等

(3) 委員長の選出

□ 中路委員長が転出したため, 新たに委員長を選出したいので, 適任者がいれば推薦いただきたい。

○ 地裁委員会において委員の意見を裁判所の運営にいろいろと反映させるためには, 裁判所の所長にお願いするのが適当だと思う。

□ 他に御意見等がないようですので, 委員長は前田委員にやっていただくことよろしいか。

(異議なし)

□ それでは, 当委員会の委員長は前田委員にお願いすることとさせていただき, ここからは前田委員にバトンを渡したい。

(4) 意見交換(テーマ: 多重債務と裁判所)

□ 事務局から本日の意見交換のテーマを選んだ趣旨を説明されたい。

● 地裁委員会のテーマとしてこれまで裁判員制度について数多く取り上げており, 前回も「裁判員制度の具体的運用について」意見交換を行った。そこで今回は, 民事事件の中から多重債務に関するテーマを選んだ。

近年, 多額の債務を抱える人が債務整理をしようとして裁判所に破産の申立てや調停の申立をするケースが増えている。その一方で, 貸金業者に対して払った金利のうち, 利息制限法の上限を超える利息分について「グレーゾーン金利」として新聞等で取り上げられ, 多重債務に関する社会の関心がより一層高まっている。

債務整理の方法として裁判所がどのような役割を果たすべきか, 手続選択の教示方法等について, 皆様の御意見をお伺いしたく, 今回の意見交換のテーマとさせていただいた。

- 債務整理のために裁判所に来られた方が利用する手続にどのようなものがあるか
裁判所から説明されたい。
(裁判所から手続案内システムを利用して「特定調停手続」について説明)
- 特定調停について御意見や質問をお願いしたい。
- 特定調停の成立率はどのくらいか。
 - 一般調停は4割から5割程度が調停成立するが、特定調停はそれよりも成立率は高い。
 - 成立までの期間はどのくらいか。
 - 条件によるが、2回目の期日で成立する場合もよくある。多重債務の場合、債権者が何社もあり、その一部についてだけ成立することもありうるが、弁済計画に支障を来さないよう、ある程度全体的な見直しをつけることが必要である。
 - 特定調停で、債権者から正しい借入額が出されずに、調停が成立するということがあるのか。
- 裁判においても同じであるが、業者から出されたものが正しいかどうかは裁判所自体が直接見聞していないのでわからない。当事者自身はわかっているはずであるが、借金をしている人が書類をたくさん残しているケースは少ない。もし調停成立後に債務額が間違っていることがわかると、錯誤によって調停条項が作られたとして、その調停は無効になることもある。
- 特定調停と一般調停はどこが違うのか。
 - 一般調停の場合、通常は相手方の住所地を管轄する裁判所に申立をすることになるが、特定調停は相手方が何社あっても同じ裁判所で扱うことができる。また、特定調停の場合は業者に関係書類を提出する義務を定めており、これに反すると行政罰(過料)がある。
 - 特定調停についてもよい面があるが、任意整理についてもよい面がある。調停が成立した後の債務者に対するフォローをどうするのか。裁判所はフォローをしない。多くの場合、問題となるのは生活の立て直しができないことである。単に返済調整だけに目が行って、必ずしも日々の生活をどうするか考えていない。弁護士の場合は、毎月返済するお金を事務所まで持って来させて計画的に返済するように指導する。特定調停が成立した後をどうするのか。債務者を監督指導していかなければいけない。
- 裁判所の役割は民事紛争の解決であり、裁判所は法に従って判断し、適用していくが、特定調停法には調停成立後の生活に関する規定がない。調停後の債務者のフォローについては、立法論としてどの機関に担当させるのが相当かということになる。
- どの手続をどの機関がするかについては考えていけない。
- 債務整理のために裁判所に来られた方が利用する手続として、他にどのような手続があるか、裁判所から説明されたい。
(裁判所から手続案内システムを利用して「個人再生手続」と「破産手続」について説明)
- 個人再生手続と破産手続について御意見等をお願いしたい。

- 平成17年の個人破産事件は18万件以上、個人再生事件約2万6000件、給与個人再生事件については極めて少ない。それは何が原因か。
- 個人的な感想であるが、個人再生手続は平成13年に登場した新しい手続で、周知度が低いことに原因があるのかもしれない。また、計画案の作成等の手続が複雑で躊躇されているのではないか。
- 弁護士は相談を受けるとどの手続をするか検討する。住宅ローンを抱えている人から相談を受けると、まず個人再生を考えるが、可処分所得がどのくらいになるか検討すると、ほとんどの場合、個人再生の計画書を作ることが無理になる。そのため、どうしても破産手続でとなってしまうが、ある程度返済能力があって親族の協力が得られる場合には、任意整理をすることもある。そのときに債務者が弁護士に自分のことをきちっと言わないことも多い。後から遊興費の話が出ることもある。任意整理をすることになると、例えば、支払うために毎月6万円を持ってきてそのうち5000円を弁護士費用とするようなことになる。毎月支払金を持っていくことは本人には非常に緊張するようである。定期的に債務者とやりとりをすることで、例えば3年で完済することもある。立ち直る人がいるとうれしい。
- 債務者を立ち直らせるということは弁護士の役割になる。裁判所は法的紛争を解決することが目的であり、その後のことは他の機関に委ねることになる。最終的にまったく支払う意思のない人の場合は強制執行になるが、その後は行政の分野であったり、民間の手に委ねることになる。
- 10月2日に司法支援センター（法テラス）が発足し、法律扶助業務を行っている。法律扶助の申し込みをすると15万円程度の扶助をしてきて、申込者はそれを月々返済していくことになる。個人再生、破産、任意整理のいずれの手続でも、この程度の金額で弁護士がつくことができる。もし、最終的に払えないということになると免除という手続もある。ですから、そんなに心配しなくても弁護士をつけることができる。
- 消費者相談センターでは、相談があれば当初は弁護士会の紹介をするようにしていたが、特定調停制度が出来てからはできるだけそれを勧めるようにしている。
- 多重債務者に対して生活福祉資金という制度がある。県社会福祉協議会に行けば貸してくれるという話を聞いて借りに来られるが、借りると2、3か月で行方不明になることがある。都会の方に行かれるともう住所がわからなくなる。離職者に対する一時資金として奨学資金という形で貸す制度もあるが、結果的に多重債務者に貸すことになる。この場合、利息は免除できても元金は返してもらわないといけなない。100パーセント返せないという人には貸さないが、書類上返せるだろうという民生委員等の意見がついていれば貸すことになるが、貸すときのその判断が難しい。福祉が最後の手段となろう。
- 手続案内の方法等について具体的な方法があれば御意見をいただきたい。
- 一番の関心はサラ金問題である。高利で借りることが生活を破綻させることになる。グレーゾーン金利について最高裁で新たな判断が出たことはよかった。特定調停では、当事者双方が共同して申立てをすれば調停委員会から提示された調停案が成立することになり、これはいい制度だと思う。

- 裁判所に来られる方は債務整理についてもいろいろ情報が得られるが、そもそも裁判所へ行かない、弁護士にも相談に行かない、自治体にも行かないという人には、広報が難しい。活字の広報よりも、スポーツ新聞やテレビのワイドショーの方がいいのではと思う。
- 弁護士110番も宣伝すると人が来るが、そうでないときはなかなか来ない。
- 裁判所が独自で講座を開いたりしないのか。
- 最近は裁判員制度の出前講義をしているが、大学に講義に行くこともある。
- 裁判所における広報は裁判所にとって今まで一番弱いところであったが、ここ数年は裁判員制度広報について力を入れている。東京地裁では大学や小中高校などから依頼があれば講師を派遣していた。私は医療集中部にいたので、医学生や研修生等に講義をすることもしていたし、病院の安全委員会で講演をすることもあった。
- インターネットでも多重債務者に対する手続案内をしているのか。
- 最高裁のホームページで見ることができる。
- それでは裁判所から「裁判員制度全国フォーラム in 奈良」について御案内させていただきます。
(事務局から「裁判員制度全国フォーラム in 奈良」開催について報告)
- 本日は活発な意見交換をいただきありがとうございました。